

平成 27 年 4 月 1 日制定

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」という。）は、法人の職員に対して調査研究の質の絶え間ない向上と府民からの信頼獲得を求めている。本行動規範は、調査・研究に携わる職員が研究活動の計画、実施、評価、改善において府民から信頼される専門家集団の一員となり、個々の自律性に基づく責任ある行動を確保するための拠り所として制定するものである。

1 法人の公的使命達成への貢献

環境、農林水産業及び食品産業に関して府民や事業者・行政が直面する課題を見極め、その解決をめざし、地域に根ざした専門家集団の一員として最善を尽くす。

2 調査研究の質の向上

調査・研究の専門家として、新たな分野の開拓や課題の解決に対応できるよう常に最新の専門的知見・技術を獲得するよう努める。また、自ら実施する調査・研究の質にこだわりを持ち、常に論文、特許、関係法令や政策及び他の専門家の意見などをていねいに収集するとともに、調査・研究の進捗の点検や成果の評価を自ら行い、適切な改善を施すことによって調査・研究の質の向上に努める。

3 公正な調査・研究活動

(1) 公正・誠実な行動

自らの調査・研究の立案、計画、申請、実施、報告などの過程や論文の審査において研究者倫理に背馳することなく、公正かつ誠実に行動する。

(2) 研究費の管理の徹底

調査・研究費の主たる原資が税金であることを常に意識し、調査・研究費の適正な管理と効果的・効率的な執行に努める。調査・研究費の使用に当たっては、関連する規程類や要領などの規則を遵守する。

(3) 研究不正行為の防止

調査・研究を進めるにあたっては、調査・研究ノートを使用し、グループリーダー等の第三者による確認を匂ごとに受け、事後の検証が行えるようにする。また、調査・研究で得られたデータは、未加工の状態で調査・研究グループ内で共有し、グループ員は随時担当者と疑問点などを議論する。これにより調査・研究方法の妥当性を確保すると

ともに、研究担当者によるデータの捏造、改ざん、盗用、思い込みや誤認によるデータの誤った解釈の防止に努める。さらに、調査・研究の成果を行政機関、学会および研究会、マスコミ等に発表あるいは報告する場合は、法人のルールを遵守する。また、競争的資金の応募等の研究活動においても、不正とみなされる可能性のある行為は厳に慎む。

(4) 情報管理の徹底

調査・研究のデータや研究遂行上知り得た個人情報等は、法人の情報セキュリティポリシー等情報の管理に関する規程類を遵守し、適正かつ安全に管理する。また、共同研究先の調査・研究の成果等の保護についても十分に配慮し、持ち出しに制限がかかっている調査・研究の成果等の外部研究機関からの持ち込みや、違法な手段での入手を行わない。

(5) 環境・安全等への配慮

施設・機械・装置、薬品等の使用は、取り扱い方法、関連法令・規程類を遵守する。薬品、放射性物質および病原体等は最終処理まで含め法令等に基づき安全と環境に配慮した管理を行う。また、遺伝子組換え実験や動物実験は、法令・基準等の規定に基づき適正に実施する。

4 調査・研究成果の公表・説明責任

(1) 積極的な成果公表

調査・研究成果は、特許の取得のためや調査・研究の契約上制約がある場合を除き、積極的に公表し、説明責任を果たす。

(2) 成果の活用

事業者及び行政を技術的に支援するため、調査・研究の成果を十分に活用する。法人の知的財産ポリシーに即して、特許、育成者権等の知的財産権を取得するとともに、活用に努める。

(3) 利益相反への対処

産学官連携活動においては、法人の業務と個人的利益との間に利益相反による疑義を生じさせて社会的信頼を損なうことがないよう適切に対処する。

5 調査・研究環境整備

(1) 職場環境づくり

健全かつ公正な調査・研究環境を維持するため、職場内の意見交換を活発に行い、自由、公平、透明性、公開性の担保された職場環境を確立する。

(2) 差別、パワハラ、セクハラ等の排除

性別・年齢・地位・国籍・信条・宗教・疾病・障がい等による差別や不当な取扱い、ハラスメントなどを排除し、個人の自由と人格を尊重する。